

○宮崎大学医学部附属病院手術部運営委員会規程

平成 16 年 4 月 1 日
制 定

改正 平成 19 年 6 月 12 日 平成 23 年 10 月 12 日
平成 27 年 5 月 20 日 平成 27 年 9 月 16 日
令和 5 年 7 月 19 日 令和 6 年 4 月 17 日

(趣旨)

第 1 条 この規程は、宮崎大学医学部附属病院手術部規程第 4 条第 2 項の規定に基づき、宮崎大学医学部附属病院手術部運営委員会(以下「委員会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(審議事項)

第 2 条 委員会は、手術部の運営に関する事項を審議する。

(組織)

第 3 条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 手術部長
- (2) 手術部副部長
- (3) 心臓血管外科、肝胆膵外科、呼吸器・乳腺外科、消化管・内分泌・小児外科の科長のうちから 2 人
- (4) 第 3 号に掲げる科長以外の外科系診療科の科長
- (5) 看護部長又は副看護部長のうちから 1 人
- (6) 手術部看護師長
- (7) 医事課長
- (8) その他委員長が必要と認める者

2 前項第 3 号及び第 5 号に掲げる委員は、医学部附属病院運営審議会の議を経て、病院長が委嘱する。

(任期)

第 4 条 前条第 2 項に掲げる委員の任期は、3 年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第 5 条 委員会に委員長を置き、手術部長をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長の指名する者が、その職務を代行する。
- 4 委員長は、委員会において審議した結果を病院長に報告するものとする。

(会議)

(会議)

第 6 条 委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

- 2 委員会は、第 3 条第 1 項第 1 号以外に規定する委員が事故その他やむを得ない理由により委員会に出席できないときは、当該委員が所属する部署の者を代理者として出席をさせることができる。

(委員以外の者の出席)

第 7 条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴取することができる。

(事務)

第 8 条 委員会の事務は、医事課において処理する。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年6月12日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年10月12日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年5月20日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年7月19日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月17日から施行する。